

令和3年度の税制改正 基礎控除額などを見直し

令和3年度（令和2年分所得）の市・県民税が課税される人に所得金額や税額、納期限などを記載した納税通知書（税額決定通知書）を6月中旬に送付します。
なお納税通知書は、非課税となる人には送付されません（左表）。

◆主な改正点

働き方の多様化を踏まえ、特定の所得にのみ適用される給与所得控除額・公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除額が10万円引き上げられました。

また、所得金額調整控除の創設や扶養親族等の合計所得金額要件などの見直し、未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直しなども同時に実施されます。

改正点の詳細は、納税通知書に同封するリーフレットや市ホームページをご覧ください。

◆給与所得者に係る市・県民税の特別徴収

千葉県および県内の全市町村では、給与所得者に係る個人住民税（市・県民税）は原則として、給与支払者（事業主）による特別徴収（給与からの天引き）で納付することを徹底しています。

給与所得者は、一定の要件に該当する人を除いて特別徴収となるため、給与支払者を経由して、「特別徴収税額の決定・変更通知書



（納税義務者用）が届きます。

◆市・県民税の減免

生活困窮や災害などの理由で一定の基準に該当する場合は、市・県民税が減免されます。

減免を受けるためには納期限までに手続きが必要です。左記までご相談ください。

◆無収入などの人も申告を

令和2年中に高齢や無職などにより所得がなかった人、扶養されていた人、生年月日が平成14年4月1日以前の学生なども申告書を税務課（市役所1階）まで提出してください。これは、国民健康保険税の軽減適用や各種税務証明書

の基礎資料になります。
問 税務課市民税班 ☎ 73・0087

後期高齢者医療制度 保険料の軽減措置が一部変更

税制改正により、基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられました。これに伴い、後期高齢者医療制度の保険料（均等割額）の軽減判定所得基準額も次の通り変更になります。

また、世帯の所得状況に応じて保険料（均等割額）が「7・75割、7割、5割、2割」の割合で軽減されていましたが、保険料軽減特例の見直しに伴い、「7割、5割、2割」の割合に変更されます。

◆改正後の軽減措置
基準額を43万円に引き上げ、次の計算式により軽減割合を算出します。

7割軽減：43万円 + 10万円 ×（給与・年金所得者の数 - 1）以下の場合

5割軽減：43万円 +（28・5万円 × 被保険者数） + 10万円 ×（給与・年金所得者の数 - 1）以下の場合

2割軽減：43万円 +（52万円 × 被保険者数） + 10万円 ×（給与・年金所得者の数 - 1）以下の場合

問 市民課保険料班 ☎ 73・0086

◆市・県民税が非課税の人

均等割と所得割が非課税の人

- ①生活保護法により生活扶助を受けている人
- ②障がい者、未成年者、ひとり親および寡婦で、前年の所得が135万円以下の人

均等割が非課税の人

前年の所得が次の算式で計算した金額以下の人

【計算式】28万円 ×（同一生計配偶者および扶養親族の数 + 1） + 26万8000円

※同一生計配偶者および扶養親族がない場合は38万円。

所得割が非課税の人

前年の所得が次の算式で計算した金額以下の人

【計算式】35万円 ×（同一生計配偶者および扶養親族の数 + 1） + 42万円

※同一生計配偶者および扶養親族がない場合は45万円。

令和3年度から 介護保険料を改定



65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスなどに要する費用の見込みに基づいて3年に1度見直されます。

保険料は、利用する介護サービスに掛かる費用などから基準額を算定し、所得に応じて段階別に決められています。今回は、これまでの介護給付実績や、高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加などを踏まえ改定されました。

◆決定通知書を送付します

令和3年度の介護保険料額をお知らせする決定通知書は、6月中旬に発送します。

なお、保険料の納付方法は次の通りです。
特別徴収の人…年金支給月に年金から介護保険料が差し引かれます。

普通徴収の人…通知書に同封の納付書により、金融機関やコンビニなどで納付してください。
口座振替の人…各納期限日に口座から保険料が引き落とされます。

なお、災害や著しい所得の減少など、納付困難な特別な事情があるときはご相談ください。

問 市民課保険料班 ☎73-0086

◆所得段階別の第1号被保険者(65歳以上)の保険料

区分		年額	
本人が市民税非課税	非課税世帯		
	第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者および課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人など	1万9440円
	第2段階	課税年金収入額と合計所得金額が120万円以下で第1段階以外の人	3万2400円
本人が市民税課税	課税世帯		
	第3段階	課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える人	4万5360円
	第4段階	課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人	5万8320円
	第5段階	第4段階以外の人	6万4800円
	第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	7万7760円
	第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	8万4240円
	第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	9万7200円
	第9段階	合計所得金額が320万円以上540万円未満の人	11万 160円
第10段階	合計所得金額が540万円以上1000万円未満の人	11万6640円	
第11段階	合計所得金額が1000万円以上の人	12万3120円	

※匝瑳市の「基準額」は第5段階の6万4800円です。

市税の納め忘れはありませんか

税金は私たちの暮らしを支える大切な財源ですので、忘れずに納期限までに納めましょう。

災害や病気など、やむを得ない事情により納税が困難な場合は、税務課(市役所1階)までお早めにご相談ください。

◆通常時間外の納税相談窓口

日曜日や平日の夜間など、通常時間外の納税相談窓口を税務課で開設しています。

日曜窓口…毎月第2・第4日曜日の9時～12時
夜間窓口…毎月25日の17時30分～19時30分(25日が土・日曜日、祝日の場合は次の平日に実施)

※6月の開設日は本紙19ページに掲載。

◆もし市税を滞納したら

市税を滞納すると、滞納日数に応じ延滞金が増加される他、市が実施する入札への参加や補助金の受給など、行政サービスが制限されることがあります。

また、財産があるにも関わらず督促・催告に応じない滞納者には、地方税法の規定に基づき財産の差し押さえなどの滞納処分が行われます。

問 税務課納税推進室収税班 ☎73-0087

新型コロナウイルスによる減収世帯が対象 国民健康保険税を減免します



新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす人は、国民健康保険税の減免を受けることができます。詳細は、6月中旬に発送予定の納税通知書に同封の案内をご覧になるか、下記までご連絡ください。

なお、生活困窮などで一定の基準に該当する人も減免を受けることができます。

◆減免の対象世帯

1. 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人 ↓

2. 主たる生計維持者の収入減少が見込まれ次の要件をすべて満たす世帯の人 ↓ 保険税の一部を減額

減額要件：①事業収入や給与収入など、収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること ②前年所得の合計額が1000万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

問 税務課市民税班 ☎73-0087